

ちょっと待った！ それは、ダメですよ！



あなたならどうしますか？
どう考えますか？

こんなことがあってはいけない・・・20の事例

1 職員室で仕事をしていたら、出入りの教材業者が来て、「先生にはいつもお世話になってますから、食事券を差し上げます。」と言って食事券を差し出した。

受け取ってはいけません。特定の業者からの金品等を受け取ることは県民の信頼を裏切る大きな信用失墜行為です。保護者からも同様です。刑事罰に科せられる可能性もあります。

2 レンタルしたDVDをコピーして、担当のクラスの児童に見せた。

2012年著作権法が改正され、市販のDVDやレンタルDVDを私的であってもコピーすることは基本的に違法となり、私的な目的でない場合は罰則も生じる可能性があります。

3 年度末、自分の異動が近づき、いろいろと忙しく、自分が担当したクラスの指導要録を全て書くことができず、転勤した。

明らかな職務懈怠となり、行政上処分される可能性があります。併せて監督者である校長も処分される可能性があります。

4 地域の集会で、前任校で担当していた生徒の保護者のことが話題となった。その生徒の家庭事情をある程度知っていたので、そこにいた地域の皆さんに話した。

異動しても「守秘義務」があります。生涯、知り得た個人情報を他言したり公表したりしてはいけません。

5 現在担任している児童の保護者から次の日曜日にゴルフに誘われた。

公正、平等の原則から、自分が担任している子どもたち全てでなく、特定の保護者と懇意にするような行動は、信用失墜行為になる可能性があります。全てにおいて、疑われる可能性がある行動は厳に慎むべきです。

6 休日の夜、大学時代の友達と酒を飲みに行き、そこで、盛り上がり周りの人たちのことを気にせず大きな声で今の職場や勤務について話した。

個人情報や学校運営上漏らしてはならない事項の漏洩につながりかねません。たとえ話の内容が個人情報等でないとしても、誰が聞いて話がどのように広がっていくかを考えると、盛り上がりまわりの十分に配慮した楽しみ方に心がけたいものです。

7 自分は臨時職員だから、命じられた出張には行かないと校長に申し出た。

命じられた出張に行かなければ、職務命令違反に当たります。臨時職員であっても勤務面は正規教職員の例に準じます。学校の中の一人の教職員として、自分ができるとは何かを考え、学校のために、子どもたちのために勤務すること、そして、研修に努めることは大事なことです。

8 夜は時間があるので、居酒屋でアルバイトを始めた。

これは営利企業等従事制限違反となります。報酬をもらうことはできません。

9 学級便りに現存する政党の党首の話を用い、その話や党首のことについて、大変素晴らしいと自分は考えている、と記載した。

これは、政治的中立義務違反となります。特定の政党を支持するようなことを児童生徒、保護者に語ることは慎む必要があります。便りは同僚や管理職に事前に点検を受けましょう。

10 貸与されている自分のデスクのパソコンに家族の写真を取り込み、壁紙にしている。

公用のものを私物化するような行為はしてはいけません。

11 自分の子どもがほしがっていた本の注文書を学校のFAXを使って送信した。

FAXの送信料は税金で賄われており、私用で利用してはいけません。

12 3日連続忘れ物をしてきた子に対して、腹が立ち頭をげんこつで殴った。

これは禁止されている「体罰」です。いくら本人との信頼関係ができているからと思っていても体を傷つけるような行為は体罰となり、事故報告も必要となります。もちろん懲戒処分対象となります。

13 自分が担当しているクラスの生徒に「最近、かわいくなったね（かっこよくなったね）。彼氏（彼女）ができたんじゃないの？」とにやにやしながら言った。

言われた生徒が不快に感じれば、スクールセクシャルハラスメントに当たる可能性があります。何気ない教師の一言で生徒は不快に感じたり傷ついたりすることがあります。「ハラセクシメントはいけない」という意識を強くもち続けましょう。

14 仕事は特になければ、家に帰っても一人だし、暖房費を節約するために夜9時くらいまで毎日学校に残っている。

いけません。学校の暖房費などの光熱費も税金で賄われています。健康を害しないようにできるだけ早めに帰宅できるようにしましょう。

15 家に帰ってから、自分が担当している特定の生徒とSNSを活用してコミュニケーションを図っている。

上司の指示により家庭訪問や教育相談を行う場合などを除き、特定の生徒と個人的な関係をもつことは不適切です。公正明大に説明できるような行動をとる必要があります。

16 飲み会が終わり、仮眠して起きたらすっきりしたので自分で運転して帰ろうと思った。

絶対に運転してはいけません。飲酒運転、酒気帯び運転は重大な非違行為です。「飲んだら乗らない」この言葉を決して忘れてはいけません。深酒した次の日の朝も注意が必要です。

17 出勤時、家を出るのが遅くなり、いつも通らない裏道をスピードを出して運転した。

全くの危険行為です。もし事故を起こしたら言い逃れはできません。また、運良く事故がなかったとしても「速度超過違反」を問われる可能性があります。常に気持ちと時間にゆとりをもった安全運転を心がけましょう。

18 子どもたちにドリル学習をさせたいと思い、本屋で買ってきた問題集の全てをコピーして配り、授業で使用している。

著作権法により、教育を担任する者とその授業を受ける者は必要と認められる限度で公表された著作物を複製することができるのですが、著作権者の利益を不当に害することとなる場合には複製は許されません。したがって、この場合、明らかに著作権者の利益を害すると考えられますのでやってはいけません。

19 休憩時間になったので、誰にも何も言わず車で近くのコンビニに行き、買い物をした。

休憩時間は自由に使用できます。しかしながら、教職員の休憩時間中も学校は児童生徒を責任をもって管理しているわけですから、もしもの時のためにも自分の所在は明確にしておくことが大切です。管理職に行き先を告げて行くなどの配慮が必要です。

20 家に生徒の成績表を持ち帰り、家庭ゴミと一緒にごみステーションに出した。

誰があなたの出したごみを見るか分かりません。個人情報になるので、学校の管理規程や廃棄規程に則り、シュレッダー等を使い、確実に処分をする必要があります。まず家に持ち帰ることは、校内規程違反となり、懲戒処分の対象となり得ます。